

平成29年度第1回市営保育所移管先選定部会 摘録

日 時：平成29年5月16日（火）午後7時00分頃から午後8時40分頃まで
場 所：キャンパスプラザ京都（京都市大学のまち交流センター）2階 ホール
出席委員：安保千秋，岡美智子，川北典子，清水智，土江田雅史（敬称略：五十音順）
※計5名（委員欠席者なし）

【三宅保育安全対策推進課長】

それでは、時間がまいりましたので、ただ今から、平成29年度第1回市営保育所移管先選定部会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変御多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は本日司会を務めさせていただき幼保総合支援室保育安全対策推進課長の三宅と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議の開催に先立ちまして、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますよう御協力をお願いいたします。

本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただきますため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願ひいたします。

また、本部会は委員数5名のところ、全委員に御出席していただいておりますので、本部会が成立していますことを御報告させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、幼保企画課長の長谷川から御挨拶申し上げます。

【長谷川幼保企画課長】

本年4月1日付で、幼保企画課長を拝命いたしました長谷川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には、日頃から子育て支援施策の推進に御理解と御協力を賜っており、心から御礼申し上げます。

さて、市営保育所の民間移管につきましては、これまで、「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」及び「基本方針（改定版）」に基づき、2箇所の単独乳児保育所と、4箇所の保育所を民間移管してまいりました。

昨年度、移管先法人を選定いたしました山ノ本保育所につきましては、この4月から、移管先法人への引継ぎを開始しているところでございます。

今後におきましても、「基本方針（改定版）」に基づき、民間移管に取り組むこととしており、円滑に移管が進むよう、保護者の御意見をお聴きしながら、進めてまいりたいと考えております。

今年度につきましては、平成31年度移管予定の修学院保育所及び淀保育所に加え、京都市立芸術大学の移転に伴い崇仁保育所の移転整備及び運営を行う民間事業者を選定することとなっております。

また、昨年度応募がなかった聚楽保育所につきましても、後程皆様に御説明させて

いただきます。

当部会の委員の皆様には、移管の実施に当たりまして、募集要項の策定から、移管先法人の選定に係る審査まで関わっていただくこととなります。移管の手続きをはじめ、法人運営や保育内容等について、御専門のお立場から、また利用者のお立場から十分に御審議いただけるものと考えております。

市営保育所の民間移管につきましては、保護者の方から御不安の声も多数いただいているところでございます。

このため、私どもといたしましては、入所されているお子さまへの影響や保護者の皆様の御意見などに十分配慮し、よりよい形で移管を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、慎重かつ熱心な御審議をお願い申し上げまして、平成29年度第1回京都市子ども・子育て会議 児童福祉分科会 市営保育所移管先選定部会の開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【三宅保育安全対策推進課長】

次に、今年度、初回の会議でございますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。安保委員からお願いいたします。

〔委員自己紹介〕

ありがとうございました。

なお、本部会の部会長につきましては、京都市子ども・子育て会議会長の指名により、安保委員に御就任いただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、事務局の職員の自己紹介をさせていただきます。

〔事務局自己紹介〕

続きまして、本日の資料の御確認をお願いいたします。

1点目が資料1『市営保育所の民間移管の状況について』、2点目が資料2『審議スケジュール等』、3点目が資料3『崇仁保育所の選定手続きについて』、4点目が資料4『市営保育所の民間移管に関する意向調査について』、5点目が資料5『市営保育所移管先法人等募集要項の主な変更点』、6点目が資料6『平成29年度京都市営保育所移管先法人等募集要項（案）』でございます。7点目が、参考資料としまして、関係条例等を付けさせていただいております。不足等はございませんでしょうか。

本日の部会は、報告事項の後に、「平成29年度の審議スケジュール等について」を説明し、「平成29年度京都市営保育所移管先法人等募集要項（案）」について、御審議いただく予定でございます。

委員の皆様におかれましては、法人運営や保育内容等の専門家及び保育サービスの利用者の視点から、活発に御審議いただくとともに、専門分野外の事項についても積

極的に発言していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ここからは安保部会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。安保部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【安保部会長】

それでは、以後、私の方で進行させていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

まず、「京都市子ども・子育て会議条例施行規則」によりますと、第3条第4項に「部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員又は特別委員がその職務を代理する」とあります。

私に万が一、事故があった場合に職務を代わって行っていただく委員をあらかじめ決めておくということですが、こちらは土江田委員をお願いしたいと思います。土江田委員、よろしいでしょうか。

[土江田委員承諾]

ありがとうございます。それでは部会長の職務代理者は土江田委員ということで、よろしくお願いいたします。

それでは次第に従って進めていきたいと思えます。

まず、報告事項についてですが、「市営保育所の民間移管の状況について」でございます。資料として用意していただいておりますので、事務局から報告をお願いいたします。初めての委員もおりますので、丁寧に報告をお願いします。

【村上公営保育所課長】

本日の資料について、説明させていただく村上です。よろしくお願いいたします。

報告の前に、昨年度の選定部会等に対しまして、保護者の方から御意見をいただくことがありました。それらを踏まえまして、先ほどからの繰返しにもなりますが、改めて一言申し上げさせていただきます。

当部会の委員におきましては、法人運営、保育内容、移管手続き、利用者の視点を踏まえた構成となっております。委員の皆様におかれましては、各専門の視点から御意見をいただき、御審議いただきますよう改めてお願いいたします。また、皆様の専門分野でなくとも、御意見がある場合には忌憚なく御発言いただきますようよろしくお願いいたします。事務局といたしましては、皆様の御質問だけに答えるのではなく、審議の中で市営保育所の現状と異なる御意見や認識違いがあった場合、しっかりとフォローさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料1について御報告させていただきます。

資料につきましては、昨年度の選定部会での報告以後の市営保育所の民間移管の状況となっております。

まず、平成26年度移管の「室町乳児保育所及び朱雀乳児保育所」についてでございます。

「(1) 移管の経過」でございますが、室町乳児保育所及び朱雀乳児保育所につきましては、平成26年4月に民間移管いたしました。既に移管前から在所していた児童につきましては、平成27年度末をもって卒所されたため、三者協議会を終了しておりますが、平成28年度から保護者と保育園の二者で協議されており、今年度も継続されることを確認しております。

次に、「(2) 第三者評価の結果」についてでございます。

市営保育所の民間移管に当たりましては、移管後に運営に係る基本事項におきまして、第三者評価の受審を義務付けております。

こぐま白雲北保育園につきましては、平成27年度に受審されていましたが、昨年度の選定部会で御報告できておりませんでしたので、今回御報告させていただきます。結果につきましては表のとおりとなっておりますが、B評価が多くなっておりますが、市と法人のマニュアルが混在しており、統一できていなかったことが原因でございました。ほかにも実習生の受入れマニュアルは整備できているものの、実習指導者への周知が出来ていないこと及び職員に対する研修が十分でなかった等の理由により減点され、B評価となっております。しかし、現在におきましては、いずれの項目についても改善されていることを確認しております。また、子どもへの発達援助や子育て支援に関する項目につきましては、概ねよい評価となっております。

続きまして、月かげみどり保育園につきましては、平成28年度に受審されました。多くの項目でよい評価となっており、限られた職員間で保育課程を作成されていること、不審者対策訓練が実施できていなかったことが評価の低い項目の一つとなっております。すでに手順の見直しを行うなど改善に向けて取り組まれています。

次に、2ページを御覧ください。平成27年度移管の「九条保育所及び吉祥院保育所」についてでございます。

「(1) 三者協議会の開催状況」でございます。

平成28年度の開催状況につきまして、主な協議内容は表のとおりとなっております。内容につきましては、行事の変更、保育室の配置換えや園庭の改修等についての保護者からの御質問等に対し、法人から丁寧に回答していただいております。

今年度も引き続き三者協議会を実施していくこととなっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

「(2) 保護者アンケートの実施」についてでございます。

保護者の方へ移管後の子どもの様子や、保育内容、保育園運営等についてお聴きするため、保護者アンケートを行いました。

移管前後の子どもの様子の変化につきまして、担任が変わったこと等により、変化があったとの回答がありましたが、保育園での子どもの様子につきましては、ほとんどが「担任保育士に慣れ親しんでいる」、「保育園での生活を楽しんでいる」という回答となっております。

また、保育園の運営、保育の内容等については、「家ではできないことをたくさんしてもらっている」、「野菜が多く使われている」等、民間移管後の運営を評価する御意見をいただいております。一方、保護者への伝達方法や子どもへの接し方など、保護者からの改善を求める意見もございました。保護者からの御意見を受けて、職員会

議で話し合ったり、研修を行ったりして、園において改善に向けて取り組まれています。

参考としまして、昨年度実施しましたアンケート結果の概要を掲載しておりますので、御参照をお願いします。

続きまして、4ページを御覧ください。

「(3) 今後の取組」についてでございます。

保育園運営や保育の内容に関して、保護者の意見を把握し、保育園運営にいかすため引き続き保護者アンケートを実施します。

園と保護者の協議により保育園運営が進められており、三者協議会の開催頻度が減っていく傾向にございますが、幼保総合支援室に所属する保育士資格を持つ課長が、移管後の保育園を訪問し、保育の実施状況等について確認し、三者協議会で報告することで、本市として積極的に関与していきたいと考えているところでございます。

5ページを御覧ください。

平成29年度移管で本年4月から民間園となりました「錦林保育所及び砂川保育所」についてでございます。

「(1) 三者協議会の開催状況」でございますが、錦林保育所及び砂川保育所につきましては、平成28年4月から引継ぎ・共同保育を実施するとともに、三者協議会を開始しております。

主な協議内容として、面談や家庭訪問の実施の有無、子育て支援の引継ぎ、一時預かりの進め方など、移管後の運営内容等について、協議を進めてきたところでございます。

次に、7ページを御覧ください。

各保育所で実施された引継ぎ・共同保育の状況についてまとめております。引継ぎ・共同保育の状況を保護者にお伝えするため、錦林保育所では「バトン」という通信を発行しております。また、砂川保育所では、「結」という通信を発行し、保護者に引継ぎの状況等をお伝えするようにしました。

また、引継ぎ・共同保育に従事されている移管先法人の職員の顔写真と名前を掲示することによって、子どもや保護者とのよい関係づくりに取り組んでまいりました。

さらに、各移管先法人の取組としまして、錦林保育所の移管先法人である京都社会福祉協会におかれましては、引継ぎ・共同保育に従事する職員による「錦林プロジェクト」という組織を設置され、定期的に勉強会を開催するなど引継ぎ・共同保育が順調に進むよう取り組んでいただきました。また、共同保育開始前に開催した夏まつりなどの行事にも積極的に参加していただき、子どもや保護者との交流を深めていただくことができました。

砂川保育所の移管先法人である稲荷保育園におかれましては、早くからクラス担任予定者を決定し、砂川保育所の保育を見学していただきました。特に主任保育士予定者と幼児クラス担任予定者につきましては、運動会に向けた日々の取組を引き継ぐため、9月から砂川保育所に来ていただくなど規定の回数よりも多くの回数引継ぎに来ていただき、順調に引継ぎを進めることができました。

「(3) 今後の取組及び評価」でございます。

まず、今後の取組として、これまで移管した保育所と同様、移管後の保育園運営や保育の内容に関して、保護者の意見を把握し、保育園運営や引継ぎにいかすとともに市の職員の引上げの参考とするため、保護者アンケートを実施したいと考えております。

また、市営保育所の職員研修について、移管先法人に案内し、積極的な参加を勧奨します。

評価としましては、錦林保育所及び砂川保育所における引継ぎについて、幼児クラスの行事などを引き継ぐため、共同保育開始前から移管先法人の職員に積極的に保育所に来ていただいたことによって、保護者との関係や子どもとの関わりを早く築くことができ、保護者の安心感につながったと考えております。

長くなりましたが、移管の状況についての御報告は以上でございます。

【安保部会長】

ありがとうございました。これまでの市営保育所の民間移管の状況について報告いただきましたが、何か御質問はございますでしょうか。

【清水委員】

引継ぎにおいて、どのように職員同士のコミュニケーションを図られているのでしょうか。

【三宅保育安全対策推進課長】

稲荷砂川保育園の場合、移管先法人の園が同じ行政区内の近隣地区に所在しており、規定された期間前から砂川保育所に来所していただくとともに、日常から交流を深めることができたため、お互いの職員が遠慮せずに話し合える関係を築くことができました。また、外部から講師を招く研修においても、職員がお互いの園の研修に参加するなど交流していたほか、保育内容においてもお互いの保育の違いを知ることで、内容を深めることができました。同じ小学校に入学する子どもたちが多数いるため、小学校に入学するまでに子どもたちの交流を深めることもできました。

【土江田委員】

引継ぎ通信について、これまでは実施されていなかった取組だと思います。よい取組であると感じますので、今後の移管においても、継続していただきたいです。コミュニケーションの方法について、お互いの保育所が近かったという理由もあると思いますが、今後も今回の事例を参考に交流を増やしていければよいと思います。

【川北委員】

アンケートの回収率はどの程度でしょうか。どのようにとりまとめられているのでしょうか。

【村上公営保育所課長】

回収率につきましては、高い園で60%程度、多くの園は50%程度でございます。

【川北委員】

今後、アンケートで回答されていない保護者の意見を聴く方法を考えていくとよいかと思えます。

【村上公営保育所課長】

今年度も5月末から6月にかけてアンケートを実施しますので、御指摘の件も含めて検討していきます。

【岡委員】

アンケートの項目として設けられておりませんが、子どもの様子につきまして、障害児をはじめとする特別な支援や配慮を必要とする子どもの保護者の声などは、どのように聴いているのでしょうか。

【村上公営保育所課長】

これまで実施しているアンケートでは、そのような項目を設定しておりません。アンケートの回答方法につきましても、無記名式となっており、特定の子どもの状況を把握できる内容とはなっておりません。保育園での状況につきましては、三者協議会の中で話を聴くこともありますが、意見を言うことができない方もいらっしゃいます。川北委員からの御指摘にもありましたとおり、アンケートに回答されていない方の御意見もお聴きできていない状況ですので、そのような方々の意見を聴くことができるように検討していきたいと考えております。

【安保部会長】

そのほか御質問はございませんでしょうか。できるだけ丁寧に保護者の意見を聴き取っていただくことが大切だと思いますので、特別な配慮が必要な方については、御協力いただけるのであれば、直接聴取り調査を行うなど、保護者や移管先法人にとってもよくなるようにしていただきたいと思えます。

次に、第三者評価の受審については、公表されているのですか。

【村上公営保育所課長】

公表されております。

【安保部会長】

ホームページを拝見させていただきましたところ、こぐま白雲北保育園は園のホームページからアクセスすることができますが、月かげみどり保育園は園のホームページからはアクセスできず、第三者評価機関のホームページからしか確認できませんでした。園のホームページからもアクセスできるようにしていただいた方がよいと思えます。

【村上公営保育所課長】

分かりました。こぐま白雲北保育園につきましては、平成27年度に受審後、園のホームページから結果を確認できるようにされていますが、月かげみどり保育園につきましては、第三者評価の受審が本年3月末でしたので、まだ園のホームページを更新されていないものと思われます。安保委員の御指摘のとおり、園のホームページからアクセスできるように園にお声かけさせていただきます。

【安保部会長】

他にないようですので、次に進めたいと思います。

議題（1）「平成29年度の審議スケジュール等について」でございます。

こちらにつきましても、まず事務局から説明をお願いします。

【村上公営保育所課長】

今年度の審議スケジュール等について御説明させていただきます。

資料2を御覧ください。

今年度のスケジュールについてでございますが、左の列が本市の主なスケジュール、右の列が本部会の審議スケジュールとなっております。

まず、本日の第1回の選定部会から、募集要項案に係る審議をお願いしたいと考えており、5月の「主なスケジュール」欄に記載しております「民間移管意向調査」につきましては、本日資料4として添付させていただいておりますが、市内の民間保育園、認定こども園、幼稚園に対しまして、民間移管に関する調査を行う予定としております。

また、今月中に移管対象予定保育所の保護者の方へ、募集要項案についての説明会を開催する予定となっております。

その後、6月上旬に第2回選定部会を開催し、移管対象保育所の保護者の方に御出席いただき、意見交換会を開催したいと考えております。昨年度まで、保護者意見聴取という形式で実施していたところでございますが、移管先選定手続きにおける保護者の意見をより多くお聴きするため、今年度から選定部会委員の皆様と保護者の方の意見交換を実施したいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

第3回、第4回につきましては、募集要項案を引き続き審議していただきまして、最終的にまとめていただきたいと考えております。

その後、移管先法人等の募集につきましては、8月下旬までを募集期間として募集を実施したいと考えております。

移管先法人等の募集期間中、委員の皆様におかれましては、移管対象保育所を実際に視察していただく予定となっておりますので、改めて日程を調整させていただきます。

その後、9月から10月にかけては、応募のあった法人等の審査を実施していただき、10月下旬に移管先候補者を選定したいと考えております。

なお、今年度につきましては、京都市子ども・子育て会議委員の任期が本年7月に

満了することとなっております。選定部会委員についても改選がある場合がございますので、新たな委員と保護者との意見交換を改めて調整させていただきたいと考えております。

続きまして、資料3を御覧ください。

先ほど、長谷川からの挨拶においても、崇仁保育所について、説明させていただきましたが、崇仁保育所につきましては、老朽化や耐震補強などの課題があること、京都市立芸術大学が崇仁地域へ移転されることを踏まえまして、立地場所や整備手法等を含めて検討しました結果、平成29年1月に移転場所及び民間事業者による整備・運営を行うことを発表しました。

移転場所につきましては、園庭面積等十分なスペースの確保、下京渉成小学校との保小連携、芸大との連携の観点から、下京渉成小学校第二教育施設である元六条院小学校の一部と考えております。また、施設整備につきましても、社会福祉法人等の経験をいかすとともに、国の補助金を活用するため、民間事業者を選定したいと考えております。

民間事業者の選定に当たっては、本部会で移管先の選定をしていただきたいと考えております。

スケジュールとしましては、民間移管の実施について周知後間もないため、引き続き保護者説明会を進めていき、修学院保育所及び淀保育所の募集要項策定後に改めて選定手続きを進めていきたいと考えております。

なお、崇仁保育所につきましては、移転整備を伴う民間移管であることから、本日出席していただいております5名の委員に加えまして、建築・設計に関する学識経験者及び地域の代表者を特別委員として迎えて審議を行う予定としております。

今年度の審議スケジュール等については、以上でございます。

続きまして、市営保育所の民間移管に関する意向調査についても御説明させていただきます。資料4を御覧ください。

修学院保育所、淀保育所及び聚楽保育所につきましては、移管を受ける意向の有無等について、市内の民間保育園、認定こども園、私立幼稚園に対して調査を実施いたします。

裏面の別紙1を御覧ください。

修学院保育所、淀保育所それぞれにつきまして、「移管を受ける意向」、「移管後の運営形態」等についてお尋ねいたします。また、移管に関して知りたい点や移管に際しての積極的な提案があれば記載していただくこととしております。

続きまして、別紙2を御覧ください。

聚楽保育所につきましては、昨年度公募を行ったところでございますが、応募がなかったため、今回と同様の意向調査において関心や検討を示された法人に聴取りを行ったところ、大きく次の3点の課題や御意見がございました。1点目につきましては、施設の老朽化により、今後大規模改修又は建替えが必要になることが見込まれること、児童館との合築であることが障壁となるという御意見がございました。

2点目につきましては、募集要項に規定されている一定の経験年数等の要件を満たす園長及び保育士の確保が困難であるという御意見がございました。

3点目、保護者会が民間移管に強く反対していることから、移管後の運営に協力が得られず、移管先職員の負担が大きくなるおそれがあるという御意見もございました。

こういった御意見があり、それぞれの項目に対する本市の考え方を記載のうえ、改めて移管を受ける意向の有無について、意向調査を予定しているところでございます。

本市の考え方といたしまして、1点目につきまして、改修の予算を確保することは非常に厳しい状況でございます。本市でできる修繕予算の範囲内で修繕を行ったうえで移管する旨を記載するとともに、平成28年度中に防犯対策に係る工事を実施しております。2点目の園長及び保育士の要件については、保育内容を引継ぐうえで、現在の要件は必要であるため、変更しないことを明記しております。また、保護者会につきましては、民間移管後も現在の保育が維持されることを求められていることを示し、民間移管後も市営保育所と同程度の保育水準が維持できるよう、引継ぎ・共同保育に取り組むことを示しております。

聚楽保育所につきましては、調査結果を踏まえ、今後の進め方について検討していきたいと考えております。

修学院、淀、崇仁、聚楽保育所についての考え方は以上でございます。

【安保部会長】

ありがとうございます。この件について、御質問や御意見はございませんか。

まず、私から質問させていただきます。

今年度から、より保護者の御意見をお伺いできるよう意見交換という形式に変更するということですが、淀保育所と修学院保育所は所在地が離れています。これまでから会場の確保については、できるだけ出席しやすいよう努力されていたと思いますが、今回は場所が大きく離れておりますので、各保育所の近くに会場があるかどうかも関係してきますが、可能であれば機会を別にするなどそれぞれの保育所に近い会場に設定していただいた方がよりよい意見交換になると思います。ほかの委員の皆様はいかがでしょうか。

【土江田委員】

事務局としては、各保育所別々で実施する予定ですか。

【村上公営保育所課長】

これまでの意見聴取においては1箇所で開催してきました。今回につきましては、保育所の場所が北と南で大きく離れております。昨年度、保護者の方とお話する中で、意見交換で交通費が出せないのかという御質問もありました。我々としても、交通費について市の計理担当と協議しましたが、支出できないという結論に至りましたので、できるだけ各保育所に近い会場で実施したいと考えておりました。部会長がおっしゃったように近くに会場があるかどうかについても、検討しているところでございます。御提案いただいた内容を踏まえ、回数が増えることとなりますが、皆様がよろしければ、改めて日程を調整させていただきます。

【安保部会長】

清水委員はいかがですか。

【清水委員】

保護者の方も当然仕事をされており、遠くの会場までお越しいただくより保育所の近くの方がよいと思いますが、回数を分けると次回以降のスケジュールが厳しくなるのではないかとともに思います。一度の会議で夜通し議論するわけにもいかないなので、余裕を持ったスケジュールをお願いします。

【安保部会長】

川北委員はいかがですか。

【川北委員】

やはり対象保育所の地域に出向いて実施するのが筋かと思います。今回は場所が離れているということですので、回数が増えることについては当然かと思います。ただし、今清水委員がおっしゃったように余裕を持ち、かつ効率的に進められるスケジュールについては事務局で検討していただきたいと思います。

【安保部会長】

岡委員はいかがですか。

【岡委員】

こちらから出向いて実施する方がよいと思います。

【安保部会長】

できるだけ時間内で有意義な議論をしたいと思っています。委員の意見としては発言いただいたとおりですが、日程につきまして、保護者の方とも調整する必要がございます。また、場所の確保もございますので、できるだけ配慮していただけるよう努力をお願いします。

【村上公営保育所課長】

ありがとうございます。皆様の御意見を踏まえ、意見交換会の日程調整をさせていただきますので、委員の皆様におかれましては、御協力をお願いします。

【安保部会長】

そのほか、スケジュール等について御質問はございませんか。

川北委員いかがですか。

【川北委員】

今のところ。特にございません。

【安保部会長】

岡委員はいかがですか。

【岡委員】

はい。特にないです。

【安保部会長】

資料3，資料4についても御質問等はありませんか。

そうしましたら、スケジュールにつきましては、事務局案に基づいて進めていきますが、意見交換については、我々は2回設けていただいても結構だと思っておりますので、その意見も踏まえていただきたいと思います。

では、議題（2）平成29年度京都市営保育所移管先法人等募集要項（案）につきまして、事務局から御説明をお願いします。

【村上公営保育所課長】

それでは、資料5，資料6について説明させていただきたいと思っております。

資料5につきましては、昨年度の募集要項からの主な変更点を記載させていただいております。資料5と資料6を使って説明をさせていただきます。

まず、資料6の3ページを御覧ください。「4 移管先候補者の選定等」の「（1）移管先候補者の選定方法」でございます。

昨年度も保護者の方から、最低点を設定して欲しいという御意見がございました。選定部会において審議していただきました結果、客観的な基準設定が非常に難しいことから最低点は設定せず、第一次審査及び第二次審査の各中項目におきまして、小項目の合計点が0点の中項目がある場合につきましては、移管先候補者として選定しないという条項を追加していただきました。今年度につきましては、保護者の皆様からの要望があることに加えまして、年々応募法人が減少しているということもございます。改めまして、事務局としましては、選定に当たっての最低点を設けることを提案させていただきたいと思っております。最低点の設定の有無を含め、具体的な最低点の点数等につきましては、今後、選定部会において審議していただきたいと思いますと考えております。

続きまして、（3）移管先候補者の選定等の公表についてでございます。

これまで選定結果を公表する際は、各申請者の得点を公表しておりましたが、落選した申請者の評価を公表することで、落選者の今後の事業運営に悪影響を与える恐れがあり、応募の妨げとなる可能性があることから、より広く申請者を募るために、得点については法人名を伏せて公表することに変更を考えております。

次に、「移管後の運営に係る基本事項」でございます。

資料6は23ページを御覧ください。

「I 保育所運営等」における「2 職員について」の3点目に「保育士」の項目がございます。

乳児につきまして、発達が著しく、一人ひとりの発達に応じた丁寧な関わりがその後の生活習慣や人格の形成にとって重要であることから、各保育所とも乳児クラス分の人数が確保できるよう乳児保育経験者の配置を明記しております。

続きまして、24ページの「Ⅱ 保育内容等」における「年間行事」でございます。

昨年度までは「現在の行事」と記載しておりましたが、引継ぎは移管前年度に実施することを踏まえ、引き継ぐべき行事を明確にするため、記載内容を「移管前年度の行事」に変更しております。

主な変更点は以上でございます。

引き続き、募集要項の変更点以外の部分につきまして、御説明いたします。

資料6の1ページにお戻りください。

まず、「1 申請の資格」についてでございます。京都市内において認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者としております。(2)から(6)につきましては、申請者の基本的な適格性に関する条件でございますので、個々の読上げは割愛させていただきます。

次に、「2 選定の手順」でございますが、こちらは先ほどスケジュールとして御説明をさせていただいたとおりでございますので、省略させていただきます。

続きまして、「3 申請手続き」でございます。

こちらは、具体的な申請方法等について記載しております。

次に、3ページを御覧ください。

「4 移管先候補者の選定等」でございます。

「(1) 移管先候補者の選定方法」でございますが、移管先候補者の選定に当たりましては、次のとおり、審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が移管先候補者として選定することといたします。なお、先ほど「募集要項の主な変更点」として御説明させていただきましたとおり、審査の合計得点が基準に満たないなどの場合につきましては、該当者なしとすることがございます。

「ア 第一次審査(書面審査)」でございます。「書面審査の項目及び基準」につきまして、各審査項目について0点から2点までの3段階評価を行い、各審査項目の評価点を算定いたします。次に、各審査項目の評価点に、各審査項目の重要度に応じて設定した係数(1~2)を乗じて、各審査項目の得点を算出します。

審査項目(大項目)の運営実績に係る審査項目の得点小計を25点満点とし、事業計画に係る審査項目の得点小計を75点満点として得点を換算いたします。

「ア 第二次審査」でございます。実地審査の評価点は、Aを2点、Bを1点、Cを0点とし、評価点の合計を50点満点として得点を換算いたします。

実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査を実施したうえで、第一次審査(書面審査)の評価点を補正し、合計の得点150点満点をもって、申請者の総得点とします。

「(2) 審査結果」につきまして、移管先候補者の選定は、平成29年10月下旬の予定としております。

「(3) 移管先候補者の選定等の公表」についてでございます。

移管先候補者の選定後、申請の概況や審査内容の概要等について公表することとし

ております。なお、得点につきましては、先ほど御説明しましたとおり法人名を伏せて公表いたします。

「(4) 市会の議決に係る事項」についてでございます。

移管先候補者の選定後、京都市会に京都市保育所条例の改正に係る議案を付議し、議決を受けることとなります。

次に、4ページの「5 移管に係る基本的事項」でございます。

「(1) 財産の引継ぎ」についてでございます。

「ア 土地」につきましては、有償での貸付けとします。貸付料につきましては、移管開始後6年間は、京都市公有財産規則に基づき算出した額の1/4とし、減額期間終了後の取扱いについては、協議のうえ、定めることといたします。

「イ 建物」につきましては、有償での譲渡又は貸付といたします。譲渡額、貸付額につきましては、それぞれ補助、減免をすることとしております。

「ウ 備品」につきましては、有償での譲渡としております。

なお、土地貸付料等につきましては、現在算定中でございます。

続きまして、6ページ「(2) 業務の引継ぎ・共同保育」でございます。

移管前の30年度は、4月から12月まで引継ぎを行います。移管先法人から施設長予定者と主任保育士予定者を週1回、10月からは主任予定者を週5回派遣していただき、引継ぎを行います。

31年からは、園長、主任予定者に加え、担任予定者と調理員予定者に、原則週5回来ていただき、共同保育を実施する予定です。

「(イ) 移管後」の平成31年度は、移管前の市営保育所の副所長と担任が移管後の保育園に残り、必要な日数、共同保育を実施することとしております。

次に「(3) 三者協議会」でございます。児童への影響や保護者の意向を十分に踏まえた移管となるよう、平成30年4月から、入所児童の保護者、京都市及び移管先法人による三者協議会を開催いたします。

次に、「7 移管後の運営に係る基本事項」でございます。

移管後の運営につきましては、別紙4「移管後の運営に係る基本事項」を内容とした協定を締結したうえで基本事項を遵守していただきます。

また、移管後に基本事項の違反が認められた場合は、損害賠償請求や他の法人等への再移管を行う場合があるとしております。

「基本事項」の内容につきましては、23ページを御覧ください。

まず、「1 保育所運営」についてでございます。

「定員・運営」につきましては、「保育所又は認定こども園として運営すること」とし、就学前までの6年間を見通した保育を実施すること、移管対象保育所の過去の歳児別受入割合に沿った児童の受入れを行うこととしております。

その他、開所時間、休園日、乳児保育、費用負担等、現在の市営保育所の実施内容を維持することを求めています。なお、やむを得ず市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合につきましては、三者協議会において協議したうえで実施することとしております。

「2 職員について」でございます。

職員数につきましては、本市の基準に基づく保育士等を確保すること、障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育士を配置することとしております。

施設長については、専任とし、社会福祉事業の経験 15 年以上（うち認可保育所経験 3 年以上）又は認可保育所での保育経験 12 年以上又は社会福祉事業の経験 10 年以上（うち認可保育所施設長 3 年以上）のいずれかの要件を満たすこととしております。

保育士につきましては、保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）として経験 10 年以上又は法人が運営する園での経験が 7 年以上の保育士を 3 人以上（うち 1 人は乳児保育経験のある者）、そのほか、乳児保育経験のある保育士を 2 人以上、加えて、保育士等として経験 5 年以上の保育士を 1/3 以上を確保することとしております。

そのほか、職員の育成として、当分の間は、市が指定する市営保育所職員研修に出席すること、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、専門性の向上や保育実践の改善に努めること、その他職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこととしております。

次ページを御覧ください。

「3 その他」でございますが、先ほども説明させていただきました第三者評価を受審することや三者協議会の設置等について記載しております。

「II 保育内容等」についてでございます。

保育内容全般としまして、「保育所保育指針に沿いながら、現在市営保育所が実施している保育内容（子ども一人ひとりを主体として受け止めて、主体としての心を育てることを大切にす保育）を尊重し、保育運営を行うこと」としております。

「障害児保育」につきましては、「京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し障害児保育を実施し、障害児（疑いのある子を含む）を積極的に受け入れるよう努めること」、「現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を引き継ぐとともに、卒所又は退所までの保育を保障すること」としております。

「配慮の必要な子どもの受入れ」につきましては、「アレルギーのある子ども、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な（必要と思われる）子ども、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れるよう努めること」としております。

行事につきましては、先ほど御説明しましたとおり「移管前年度の行事（数、種目、内容等）を維持すること」、宗教的な保育につきましては、「当分の間は、宗教的な行為や行事は行わないこと」としております。

「給食・調理」につきましては、「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画を策定し、計画に基づき食事の提供を行うこと」、「当該保育所の調理室において調理した給食を提供すること」、「食材の安全性に配慮し、食材の産地表示を行うこと」等としております。

最後に、「子育て支援事業」につきましては、園庭開放等の地域子育て支援事業を実施することとしているところでございます。

別添として、現在の市営保育所での取組内容等が分かるよう「児童受入実績」、「保護者に求める費用負担の内訳」、「市営保育所で実施している検診等」、また、「年間行

事予定」等の資料をつけることとしております。

「移管後の運営に係る基本事項」については以上でございます。

長くなっておりますが、説明を続けさせていただきます。

46ページを御覧ください。

こちらが、書面審査の様式となっております。46ページの様式1から69ページの様式22までが、申請団体の運営実績や現在運営している保育園の状況等についての審査項目となっております。

70ページの様式23から、111ページの様式45-3までが、移管後の保育園の運営に係る事業計画についての審査項目となっております。

なお、書面審査の項目及び基準、項目ごとの係数の一覧は、19ページ、20ページに記載しております。

続きまして、112ページ以降が実地審査の書類となっております。

こちらにつきましては、申請者に、自己評価したものを提出していただき、実際に施設を訪問し、内容を確認することとなっております。

本日は添付しておりませんが、募集要項には「市営保育所 保育のガイドライン」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」、「保護者のページ」を添付する予定となっております。

募集要項案についての説明は以上でございます。

【安保部会長】

ありがとうございました。募集要項案について、事務局から提案のあった今回の主な変更点への御意見をまず伺います。その後、それ以外の御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、最低点につきまして、昨年も審議しました。これまでの選定部会でも審議を重ねてきたところではあり、保護者の御意見をお伺いし、募集要項を変更してきました。点数配分も大きく変わってきた経過があり、過去の選定と単純に比較できないため、非常に設定が難しいところございました。事務局からは、これまでから保護者の方から多くの御意見をいただいておりますが、何%未満など移管先として適当でない判断した場合は選定しないようにするという提案がありました。この件について、昨年引続き委員を務めていただいている清水委員はいかがでしょう。

【清水委員】

最低点については、昨年も議論したところがございます。昨年と同様の意見になりますが、一定の基準に満たない申請者については、足切りしてしまってよいかと思います。何割を基準にするかについては、まだ具体的な案がありません。

【安保部会長】

昨年も議論しましたが、あまり低くし過ぎると意味のない基準になると思います。土江田委員はいかがでしょう。

【土江田委員】

これまでの経過を踏まえ、最低点を設けることについて、応募が少なくなる場合に有効なことだと思いますが、具体的な基準について、すぐに考えることは難しいと思います。

【安保部会長】

これまでとは募集要項も変わっておりますので、これまでの審査の点数を検討することとほかの自治体等でどのように設定されているかを教えていただいたうえで、設定に向けて努力することも必要だと思います。川北委員はいかがですか。

【川北委員】

部会長がおっしゃったようにできるだけたくさんの資料をもとに議論する中で考えさせていただきたいです。

【岡委員】

実際に審査したことがないため具体的にイメージできておりませんので、お任せします。

【安保部会長】

事務局において、他都市における事例や同様の選定を行っている事例があれば、集めていただき、その資料をもとに考えていきたいと思えます。

最低点を設定するのであれば、実情に沿った基準でないと思えないと思えますので、何割を基準にするかについては十分に検討したいと思えます。

次に、公表の仕方につきまして、これまでは法人名と点数がそのまま公表されていましたが、今回からは法人名を伏せて得点を公表するということですが、いかがでしょうか。昨年度から委員を務めている方にお伺いし、新しい委員の方には考える時間を取りたいと思えますので、土江田委員はいかがでしょうか。

【土江田委員】

申請した法人については、最終的には分かりますが、審査段階では公表していないのでしょうか。

【村上公営保育所課長】

そうです。これまでは、移管先候補者が決定した段階で、審査を受けた法人名と得点を公表しております。今回につきましては、具体的な事例として3者から応募があった場合、最も高い評価を受けた者が移管先として選定されます。2番手、3番手の申請者については、法人名は公表しますが、どちらがどの点数かについては分からない状態になります。ただし、2者からの申請であった場合、必然的にどの法人が何点であったか分かる状態になってしまいますが、3者以上から応募があった場合、法人名と得点がリンクしない形で公表したいと考えております。

【土江田委員】

得点を公表せずに、落選の事実のみ公表するわけにはいかないのですか。

【村上公営保育所課長】

審査の結果を公表するという透明性の観点もあり、点数については公表する形を考
えております。

【安保部会長】

公表に当たり、透明性を確保するためには、ほかの申請者の採点結果は重要である
と思いますので、得点は公表した方がよいと思います。落選した法人にとっては、法
人名と得点が公表されることについては、そこまでする必要があるのかとも思われま
す。

【土江田委員】

保護者の方も実地審査に同行されるので、名前を伏せたとしても明らかになってし
まうのではないですか。

【村上公営保育所課長】

保護者の方には実地審査に同行していただき、実際の園を見ていただきます。今回
の趣旨を御理解いただき、保護者内で情報を止めていただきたいと思っております。
改めて、積極的な公表はしていかない方針です。

【安保部会長】

事実上、保護者の方が知ることと選定部会として公表することは別の話です。募集
要項に基づく選定であり、市営保育所を引き継ぐに当たっての評価なので、申請者が
運営する園そのものの評価とは違った部分もございます。申請者名を公表することで
選定部会の評価が独り歩きしてしまうこともあり得ますので、点数のみの公表でも一
定の透明性は確保できると思います。

審査の制度に関してですが、川北委員はいかがでしょう。

【川北委員】

基本的に委員会等で審査したことについては、公表が原則だと思います。この件に
つきましては、誰にとってメリットなのかデメリットなのか整理しきれておりませ
んが、概ね事務局からの提案のとおりでよいと思っております。

【安保部会長】

岡委員はいかがでしょう。

【岡委員】

応募された以上、その得点が公表されることについては覚悟と責任を持っていただくべきだと思います。各申請者に得点の詳細や根拠は伝えるべきであり、保護者の方も知りたいことだと思いますので、できれば全て公表していただきたいですが、その結果、極端に申請者が減ることがあり、それを懸念されるのであれば、絶対に反対するというわけではありません。

【安保部会長】

清水委員はいかがですか。

【清水委員】

移管を受けたいという意思を持って申請してこられるため、自信もあり、計画も立てられてから申請されるはずですので、法人名を公表することは問題ないと思います。得点につきましては、全申請者が高得点であってほしいと思いますが、そうでなかった場合、申請者が運営する園に影響が出ると考えることもできますので、各申請者の得点が分からない形での公表でよいと思います。ただし、2者からしか応募がなかった場合どうするのが課題と考えます。

【安保部会長】

この件につきましては、委員にそれぞれ意見があり、選定部会における審査の透明性を確保するためにはどうすべきかについてももう少し議論を深めたいと思いますので、次回改めて議論したいと思います。

次に、保育士の経験年数につきましては、乳児保育経験のある保育士を2名以上という条件を新たに加えるということですが、川北委員いかがでしょうか。

【川北委員】

特に環境の変化に対応する必要がある乳児に対して、経験のある保育士が手厚く配置されることはよいことだと思いますので、要件を加えることは非常によいと思います。

【安保部会長】

いろいろな経験を積まれた保育士が必要という理由から基本事項として設定することも分かりますが、あまりにも高い条件にすると、条件を満たす保育士の確保が難しく、意欲があっても応募できない法人が出てきます。清水委員はいかがでしょうか。

【清水委員】

保育所でのキャリア形成については分かりませんが、乳児保育経験がない保育士も多くいらっしゃるのでしょうか。

【村上公営保育所課長】

多いというわけではありません。これまで移管してきた保育所においても、乳児保

育経験のある保育士が配置されており、市営保育所においても各クラスに経験のある者を1名は必ず配置し、経験のない者のみで運営することがないようにしておりますので、これまでの経過も踏まえて、改めて明記させていただいております。

【土江田委員】

清水委員がおっしゃった意図として、この条件を加えることで非常にハードルが高くなるのか、それともどこの保育所でもこの程度の乳児保育経験者の割合は想定されるものなのかということであると思います。私も気になる点ではございます。

【村上公営保育所課長】

全国的に保育士不足という状況はございますが、乳児保育経験者、幼児保育経験者のどちらかが不足しているということではなく、各クラス1名以上は経験者がいます。移管に当たっては、新たに人材確保していただく必要がありますが、人材確保のうえでハードルが非常に高くなるというものでもなく、経験については、相対的な条件として、5年以上の経験者を1／3以上配置するなどいろいろな条件をつけております。乳児保育経験者については、これまでからも配置していただけておりましたので、そのことも踏まえて改めて明確に記載しました。

【土江田委員】

乳児保育経験について、園の中で経験されている場合、園で把握できると思いますが、外部から新規で採用する場合、客観的に確認できるものなのでしょうか。市に対して報告等があるのでしょうか。

【村上公営保育所課長】

基本事項として、経験年数や乳児保育経験者の人数は条件設定させていただいておりますので、園からの報告がございます。各園での把握状況につきましては、採用時の自己申告等で把握されますので、我々としては園の申告を信じ、基本事項として確認します。

【川北委員】

乳児保育経験について、何年という指定がないためハードルとしては高くないと思います。乳児クラスは複数で担当することが多いため、民間園に就職する新卒の保育士は、乳児クラスに配置されることが多くなりますので、保育士の多くは乳児保育を経験していると思います。本当に若い20代前半の保育士ばかりが在籍している民間園もございますので、むしろ、保育経験5年以上の保育士を1／3以上配置するという条件の方がハードルとしては高いと思います。

【安保部会長】

乳児保育について、重要さを改めて認識していただくためにも乳児保育経験のある保育士を2人以上という条件を追加するということがよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、事務局の提案どおり追加したいと思います。

次に、保育内容の年間行事につきまして、「現在」がいつを指しているのか分からないという理由から「移管前年度の」という表現で引き継ぐ年度を明確にするものですが、この案でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、この案で基本事項を変更したいと思います。

そうしましたら、今回、事務局からの提案事項について議論したところでございますが、そのほか今回の募集要項案について、御意見はございませんでしょうか。

川北委員どうぞ。

【川北委員】

引継ぎ・共同保育の期間が示されておりますが、先ほど民間移管の状況報告をされた際、前倒しでいろいろな行事等を確認し、保育を知る方がよりスムーズな引継ぎになったという例がありましたので、募集要項に反映されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

【安保部会長】

先ほどの資料1に基づく報告において、砂川保育所での引継ぎの際、前倒しで保育を引き継がれたという実例を踏まえての御意見でしょうか。

【川北委員】

はい、そうです。実際に引継ぎを実施された例を踏まえ、スムーズに進む方法を取り入れていけばよいのではないかと。

【安保部会長】

御提案として、今は移管前の1月から3月にかけて実施している共同保育について、もう少し時期を早めにするということでしょうか。

【川北委員】

できるだけ早くから引継ぎを開始することでスムーズに進む方法について説明会等で説明し、移管先法人にも努力していただければよいかと思います。

【安保部会長】

川北委員の御意見につきまして、土江田委員はいかがですか。

【土江田委員】

要項に記載するとすれば、前倒しして実施されることが望ましいといった記載内容にするのですか。それとも説明会等で市としての方針を説明されるのですか。いずれにしても、これまでの実績から感じておられることを伝えるべきだと思います。

【安保部会長】

清水委員はいかがですか。

【清水委員】

一次審査や二次審査において、PRの部分も点数に大きく寄与します。引継ぎを実施するに当たって、どのような計画を立てられているかが重要であると考えており、私自身はその部分を確認したいとも考えておりました。引継ぎの開始時期をPRの一つとして記載されていれば評価したいと思いますので、そのような内容を記載するよう指定し、PR部分で評価してはどうかと思います。

【安保部会長】

岡委員はいかがですか。

【岡委員】

アンケートの結果、昨年度のような引継ぎがよかったという意見が出てくれば、当然それを取り入れるべきであると思います。

【安保部会長】

前倒しで引継ぎを開始する場合、移管先としては、職員を早めに雇うことになると思いますが、予算としてはどのようなようになるのでしょうか。

【村上公営保育所課長】

移管前年度につきましては、法人の職員が市営保育所に来ていただいた分は市がお支払いすることになりますので、前倒しする場合、その分市の予算が必要になります。また、人材確保の観点から申し上げますと、早めに人材を確保しておきたいが、京都市に派遣するまでの間、法人において人件費がかかるという難点があるとおっしゃる法人もありました。京都市の予算確保が可能であれば、条件として期間を早めることも可能と考えており、我々としましても、移管に当たっては引継ぎ方法が大切であると考えております。共同保育の状況から申し上げますと、市営保育所として運営している間に多くを伝えていきたいという意見や移管後に伝えるよりも移管前の方が伝えやすいという意見も聴いております。今回、このような御提案をいただきましたので、予算も含めて本市で検討したいと思います。

【安保部会長】

移管先に大きな財政負担を強いることになれば、移管後の運営にも影響してくることにもなりかねませんので、引継ぎ・共同保育を前倒しする場合、市から財政的な援助ができるという裏付けが必要であると思います。この点につきましては、部会としては、できるだけ前倒しし、スムーズに引継ぎをしていただく方が望ましいという意見でしたので、持ち帰って財政面について協議していただきたいと思います。

そのほかの点については、いかがでしょうか。

本日の時点で特にないようであれば、次回の保護者との意見交換後、今回の主な変更点についても議論できると思いますので、細かな点については、今後も議論していきたいと思います。

各委員におかれましては、細かい点等について気が付いたことがございましたら、事前に御指摘いただくなどお願いします。応募していただく方にしっかり記載していただくことが大切であると考えており、質問項目の内容や表現が分かりにくいことがあれば、別の表現に変更もしておりますので、お気付きの点がありましたら、御指摘いただきますようお願いいたします。

そうしましたら、本日のところは宿題が残りましたが、選定結果の公表については引き続き議論していくこと、最低点の設定については、事務局で資料を用意していただき、有効な最低点の設定に向けて議論していくこと、加えて、引継ぎ・共同保育の前倒しについては、財政的な裏付けについて市で検討していただくということとなりました。

ほかにございませんでしょうか。ほかにないようでしたら、本日の議論につきましてはこれで終了したいと思います。

【傍聴者】

傍聴者が発言してはいけないことについては理解しておりますが、傍聴のあり方に関わる問題なので、一言だけよろしいでしょうか。

【安保部会長】

一言でしたら部会の終了後、お伺いしますので、終了後をお願いします。

【傍聴者】

この場で議論いただきたいことです。本日、お子さんがおられ、非常に騒がしかったことについては、傍聴者全員が感じております。そのことで傍聴者同士でトラブルが起きそうになった状況もありました。小さいお子さんを連れて傍聴に来られているにもかかわらず、その方が配慮を求められ、この場から退室しなければならないという状況はこの会議にふさわしくないと思いますので、託児の手配をしていただくよう選定部会のあり方についても議論していただきますよう申し添えさせていただきます。

【安保部会長】

その点については、事務局で対応いただけますか。

【村上公営保育所課長】

御意見を踏まえて、どうしていくべきか事務局で検討させていただきます。

【安保部会長】

そうしましたら、これで議論を終了しますので、事務局に進行をお返しいたします。

【三宅保育安全対策推進課長】

本日は長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上で、平成29年度第1回市営保育所移管先選定部会を終了させていただきます。

委員の皆様には、この後事務連絡がございますので、しばらくお待ちいただきますようよろしくお願いいたします。

傍聴の皆様におかれましては、お忘れ物のないよう御退出くださるようよろしくお願いいたします。